

農業経営の法人化マニュアル

1. 法人化とは

法人化とは、一定の目的のために結合した人の集団（任意組織）等が、所定の手続き（登記申請）をすることで、個人（自然人）と同じように法律上の権利義務の主体となることが認められることです。

- 【権利】 法人名義の財産所有や商取引契約、賃貸借契約等が可能
農地所有権（農地所有適格法人に限る）・利用権の設定が可能
- 【義務】 複式簿記による記帳、納税（法人税）、各種届出・報告等

2. 法人経営のメリット（農水省HPより抜粋）

【経営上のメリット】

- 経営管理能力の向上
 - ・ 経営責任に対する自覚を促し、経営者としての意識改革を促進
 - ・ 家計と経営が分離され、経営管理が徹底（ドンブリ勘定からの脱却）
- 対外信用力の向上
 - ・ 財務諸表の作成の義務化により、金融機関や取引先からの信用が増す
- 経営発展の可能性の拡大
 - ・ 幅広い人材（従業員）の確保により、経営の多角化など事業展開の可能性が広がり、経営の発展が期待できる
- 農業従事者の福利厚生面の充実
 - ・ 社会保険、労働保険の適用による従事者の福利の増進
 - ・ 労働時間等の就業規則の整備、給与制の実施等による就業条件の明確化
- 経営継承の円滑化
 - ・ 農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保することが可能

【地域農業としてのメリット】

- 新規就農の受け皿
 - ・ 農業法人に就農することにより、初期負担なく経営能力、農業技術を習得可能

【制度面でのメリット】

- 税制
 - ・ 役員報酬を給与所得とすることによる節税（法人税において損金算入が可能）
 - ・ 欠損金の10年間繰越控除（個人は3年間） ※青色申告を行っている場合
- 融資限度額の拡大
 - ・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）等の貸付限度額拡大
個人3億円（特認6億円）→ 法人10億円（特認20億円）

3. 農業法人と農地所有適格法人

農業法人という言葉は、法律上の定義付けがなく、農業経営（農作物の栽培、畜産、養蚕等）やそれに関連する事業（農作業受託、農業機械・施設の共同利用等）を行う法人の総称として使われています。（図1）

一方、法人が、農地または採草放牧地の所有権を取得したり、賃借権を設定するには、表1の

要件を満たして、農地法で規定する「農地所有適格法人」となる必要があります。農地法の改正（平成28年4月施行）により、「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に呼称が変更され、要件も一部変更されました。また、平成21年の農地法改正により、表2に掲げる要件を満たせば、「農地所有適格法人」以外の一般法人でも、賃借権の設定に限り、農業経営を行うことができるようになりました。

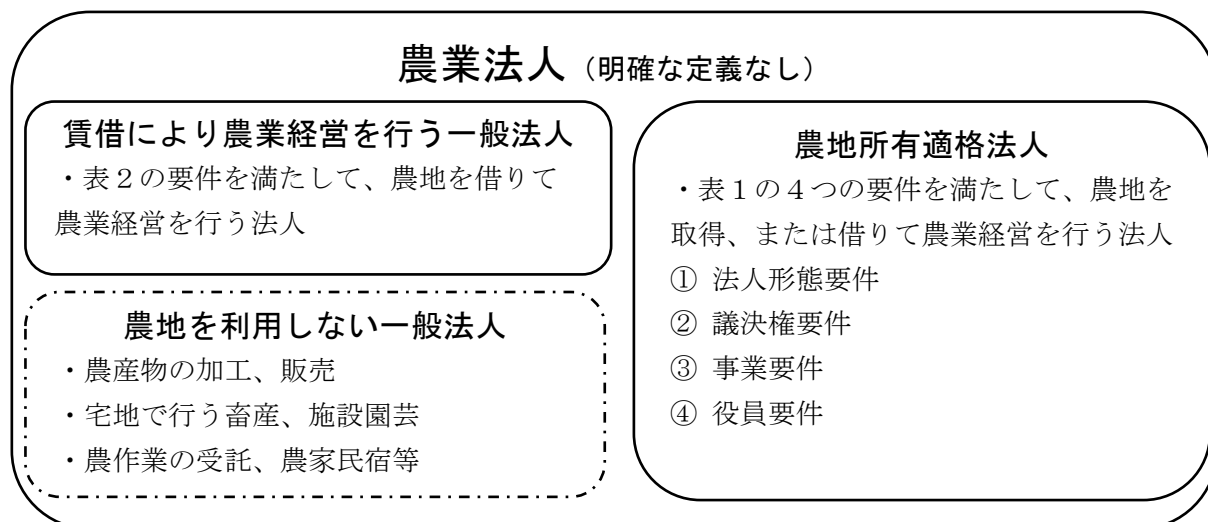


図1 農業法人と農地所有適格法人

表1 農地所有適格法人の要件

1 法人形態要件	株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかであること。
2 議決権要件	次の①～⑤の合計が総議決権の1/2を超えていること。①農業の常時従事者（年間150日以上）、②農地の権利を法人に提供した個人、③法人に農作業を委託している個人、④地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会⑤農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸付けている個人。
3 事業要件	農業及び関連事業（農産物の加工・販売等）の売上高が、売上高全体の過半を占めていること。（直近3か年で判断）
4 役員要件	①役員の過半が、農業の常時従事者（原則年間150日以上）である構成員であること。 ② 役員または重要な使用人（農場長等）のうち1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）すること。

表2 農地所有適格法人以外の法人が農地を借りるための主な要件

1	農地のすべてを効率的に利用すること
2	周辺の農地利用に支障を生じないこと
3	貸借契約に解除条件が付されていること
4	地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと
5	業務執行役員または重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること

4. 農業法人の組織形態

一般の農業法人の組織形態は、特に制限がなく様々な形態を選択できますが、農地所有適格法人の場合は、図2の5つに限定されます。但し、合名会社及び合資会社の形態をとる法人は少なく、農地所有適格法人の場合、実質的には株式会社、農事組合法人、合同会社の3つの中から選択することになります。

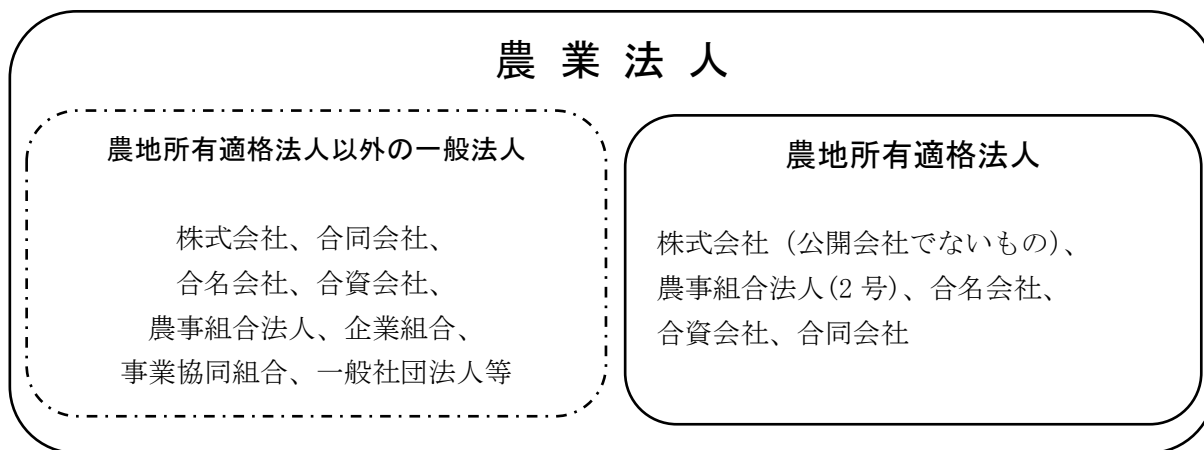


図2 農業法人が選択できる組織形態

表3 農地所有適格法人の主な組織形態と特徴

	農事組合法人 (2号法人)	合同会社	株式会社 (株式譲渡制限会社)
根拠法令	農業協同組合法	会 社 法	
構成員数	3人以上	1人以上	
役 員	理事(1人以上)	業務執行社員(1人以上)	取締役(1人以上)
意思決定	1人1票	原則全員一致 (定款で変更可)	1株1票
資 本 金	制 限 な し		
法 人 税 (令和8年現在)	19% ※令和9年3月31日まで年間所得800万円以下は15%	資本金1億円以下の場合 23.2% ※令和9年3月31日まで年間所得800万円以下は15%	
事 業 税 (令和8年現在)	非課税 (畜産業・農作業受託を除く法人は非課税)	資本金1億円以下の場合 年間所得 400万円以下 3.5% 400～800万円 5.3% 800万円超部分 7.0%	
定款の認証	不 要		必 要
登録免許税 (設立時)	非課税	資本金の 7/1000 (最低額6万円)	資本金の 7/1000 (最低額15万円)

5. 農地所有適格法人の設立手続き

組織形態により異なる部分もありますが、農地所有適格法人は概ね次の手順で設立します。

表4 農地所有適格法人の設立手順

	項 目	内 容
1	基本事項の検討 (発起人会)	組織形態、資本金、事業内容、役員等の検討 (類似商号規制の廃止により、類似商号の調査は不要)
2	定款の作成	株式会社の場合は、株式の譲渡制限の定めを明記
3	定款の認証	公証人による認証（農事組合法人の場合は不要）
4	出資の払込み	金融機関への出資金の払込み（出資がある場合のみ）
5	取締役等の選任	発起設立の際の設立時取締役選任、設立時の調査
6	設立登記	法務局へ申請書並びに添付書類等を提出 (登記申請書、定款、登記用紙、取締役の調査報告書、出資金払込みの 残高証明、取締役の印鑑証明書、印鑑届出書等)
7	諸官庁への届出	税務署、都道府県税事務所、市町村役場、農業委員会、労働基準監督署、 公共職業安定所、社会保険事務所、知事（農事組合法人の場合）等

6. 個人経営と法人経営の比較

表5 会計処理・税務の違い

	個人経営	法人経営
複式簿記記帳	任意	強制
役員報酬の損金算入	不可	可（賞与を除く）
減価償却費の計上	強制償却	任意償却
法定償却 (建物を除く固定資産)	定額法	定率法
交際費の損金算入 (令和8年現在)	制限規定なし	資本金1億円以下の場合は、接待飲食 費の額の50%相当額の損金算入と、 定額控除限度額（年800万円）までの 損金算入のいずれかを選択適用
繰越欠損期間	3年間	10年間

表6 社会保険制度の違い

	個人経営		法人経営		
	事業主	従業員	事業主※		従業員
			従事分量配当制	確定賃金制	
健康保険	国民健康保険（強制）			健康保険（強制）	
年金保険	国民年金（強制）			厚生年金（強制）	
農業者年金	任意加入			適用なし	
労災保険	特別加入 制度あり	5人以上強制	特別加入制度あり		1人以上強制
雇用保険	適用なし	5人以上強制	適用なし		1人以上強制

※法人経営の事業主は農事組合法人の代表理事、株式会社の代表取締役等